

平成 31 年 3 月 吉日

会 員 各 位

一般社団法人 日本加工食品卸協会
税務問題対応W・G
軽減税率対応システム専門部会
< 公 印 省 略 >

消費税軽減税率対応に係る仕入先と得意先へのご確認とご依頼事項資料のご提供

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊協会の活動にご理解とご支援を賜り、誠に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 11 月に業界としての消費税軽減税率対応の「消費税軽減税率対応企業間取引の手引き（第 2 版）」を公開させていただきましたが、当協会として、仕入先と得意先への業務処理のご確認とご依頼についての資料を取り纏めましたので、ご案内申し上げます。

また、ご参考資料を添付いたしましたので、合わせてご活用ください。

敬具

（ 添 付 ）

- 【仕入先対応】 消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について
- 【得意先対応】 消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について
- 【ご参考】《商品適用税率の提供》推奨フォーマット
- 【ご参考】財務省提供資料「販売奨励金（いわゆるリベート等）について【未定稿】」
- 【ご参考】財務省提供資料「容器保証金に係る適用税率について【未定稿】」

✍

【仕入先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について

1. 適用税率

(1) 商品の適用税率

メーカーが判定した税率とします。

(2) 各種リベートの適用税率

各種リベートの適用税率は、以下のとおりとします。

なお、適用税率の判定にあたり、そのリベートの性質を明確にするため、必要に応じて契約書等の見直しを行うものとします。

① 販売促進の目的で商品の販売数量に応じて支払われるリベートのように、仕入割戻に該当するものであれば、その商品に基づく税率を適用します。

なお、上記以外に卸から小売への販売実績（数量、金額等に基づく）や、小売から消費者への販売実績（数量、金額等に基づく）をもとに算出されるリベートについても同様に、その商品に基づく税率を適用します。

② POP代・物流補助等に対して支払われるリベートのように、役務提供の対価に該当するものであれば、標準税率を適用します。

(注) 適用税率の判定はあくまでも取引の目的・性質によるため、例えば下記の具体例にある名称に変更しただけで、適用税率を変更することはできない点に留意願います。

(具体例)

- 基本リベート : 仕入割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- 運賃 : 標準税率。ただし、送料込みで販売し、別途運賃を求めない場合には、商品に基づく税率
- 拡売協力金 : 仕入割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- センターフィー : 標準税率
- チラシ代、ギフトカタログ代、コマ代等の販促活動の対価 : 標準税率

2. 新旧税率の判定

(1) 仕入・返品における新旧税率判定の基準日

下記、計上日を基準とし、新旧税率を判定します。

① 仕入計上日：卸側に納品された日、直送はメーカー出荷日

※ 卸の判定した適用税率がメーカーの適用税率と異なる場合は、メーカーの適用税率を優先します。

② 返品計上日：返品出荷日

(2) リベートにおける新旧税率の判定

- ① 10月1日以降、新税率が適用された商品の仕入割戻または役務提供の対価に該当するリベートは、新税率を適用します。

なお、旧税率が適用された商品の仕入割戻および9月までに完了した役務提供の対価に該当するリベート精算が10月以降になったとしても旧税率を適用します。

- ② リベート条件（期間条件）を満たした日が10月1日以降の場合、それが役務提供の対価に該当するリベートであれば、新税率を適用します。

例えば、8～10月の期間における販売実績に応じた目標達成時に確定する達成リベートについては、以下のとおりとします。

- 役務提供の対価に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合、8～9月の期間の販売実績に対しても新税率を適用します。
- 仕入割戻に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合でも、8～9月の期間の販売実績に対するものは旧税率を適用します。

なお、9月までに達成した場合は、精算が10月以降であっても旧税率を適用します。

(3) その他

納品日および直送日等の日付情報がない場合は、対象商流日付で新旧税率を判定します。

3. 商品適用税率の提供

下記のとおり、メーカーは卸へ商品適用税率を提供願います。

(1) 商品規格書、見積書等の対応

商品規格書、見積書等に商品の税率（標準税率、軽減税率）と一体資産（軽減税率対象商品が2/3以上を占める商品）の項目を設け、情報提供願います。

(2) 業界共通データベース加盟企業

ジャパン・インフォレックス社運営(JII)の業界共通データベース加盟企業は、税区分を登録願います。

- ① 登録期間：ジャパン・インフォレックス社からのご案内またはご確認願います。

② 登録時の注意点

4月以降の商品登録の際は、税区分1（課税対象）の使用はお控え願います。

（税区分3：標準税率、5：軽減税率、7：一体資産（軽減対象商品が2/3以上を占める商品）のいずれかにて登録）。

(3) 業界共通データベース未加盟企業

ジャパン・インフォレックス社運営(JII)の業界共通データベース未加盟企業は、商品の税率（標準税率、軽減税率）と一体資産（軽減対象商品が2/3以上を占める商品）の情報提供願います。

- ① 提供期間：平成31年（2019年）4月1日～5月31日

- ② 提供フォーマット：推奨フォーマット（添付）を参考に相対にて

4. 納品伝票等への税率付与

納品伝票への税率付与または税率ごとに納品伝票を分ける等の対応は、メーカーと卸の相対で対応願います。

なお、業界としては、現行どおりとし卸からの発注書は税率ごとに分けない、また、納品伝票に税率不要としています。

5. 内税・外税について

内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、メーカーからの新価格を使用しますので、提供願います。

6. EDI について

日食協標準 EDI フォーマットの「出荷案内、請求、販売促進金請求・支払」におけるデータ交換を実施しているメーカーは、軽減税率制度に対応したフォーマットへ変更願います。

変更点は、以下を参照願います。

※ 消費税軽減税率対応企業間取引の手引き（第2版）P.56

http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20181108_1.pdf

※ 日食協標準 EDI フォーマット

<http://nsk.c.ooco.jp/edifformat.html>

7. 請求書・支払案内書

(1) 税率の明記

税率違い等の照合のため、税率等を明記願います。

(2) データ交換

データ交換を実施しているメーカーは、「6. EDI について」対応願います。

以上

【得意先対応】消費税軽減税率に係る業務処理のご確認とご依頼について

1. 適用税率

(1) 商品の適用税率

卸が判定した税率とします。

(2) 各種リベートの適用税率

各種リベートの適用税率は、以下のとおりとします。

なお、適用税率の判定にあたり、そのリベートの性質を明確にするため、必要に応じて契約書等の見直しを行うものとします。

① 販売促進の目的で商品の販売数量に応じて支払うリベートのように、売上割戻に該当するものであれば、その商品に基づく税率を適用します。

② POP代・物流補助等に対して支払うリベートのように、役務提供の対価に該当するものであれば、標準税率を適用します。

(注) 適用税率の判定はあくまでも取引の目的・性質によるため、例えば下記の具体例にある名称に変更しただけで、適用税率を変更することはできない点に留意願います。

(具体例)

- 基本リベート : 売上割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- 運賃 : 標準税率。ただし、送料込みで販売し、別途運賃を求めない場合には、商品に基づく税率
- 拡売協力金 : 売上割戻に該当するものであればその商品に基づく税率、役務提供の対価に該当するものであれば標準税率
- センターフィー : 標準税率
- 容器代金の返還 : 標準税率（容器の販売と整理）
- チラシ代、ギフトカタログ代、コマ代等の販促活動の対価 : 標準税率

2. 新旧税率の判定

(1) 売上・返品における新旧税率判定の基準日

下記、計上日を基準とし、新旧税率を判定します。

① 売上計上日：得意先側に納品された日、直送はメーカー出荷日

※ 卸の判定した適用税率が小売の適用税率と異なる場合は、卸の適用税率を優先します。

② 返品計上日：返品入荷日

(2) リベートにおける新旧税率の判定

- ① 10月1日以降、新税率が適用された商品の売上割戻または役務提供の対価に該当するリベートは、新税率を適用します。

なお、旧税率が適用された商品の仕入割戻および9月までに完了した役務提供の対価に該当するリベート精算が10月以降になったとしても旧税率を適用します。

- ② リベート条件（期間条件）を満たした日が10月1日以降の場合、それが役務提供の対価に該当するリベートであれば、新税率を適用します。

例えば、8～10月の期間における販売実績に応じた目標達成時に確定する達成リベートについては、以下のとおりとします。

- 役務提供の対価に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合、8～9月の期間の販売実績に対しても新税率を適用します。
- 売上割戻に該当するものは、10月に販売目標を達成した場合でも、8～9月の期間の販売実績に対するものは旧税率を適用します。

なお、9月までに達成した場合は、精算が10月以降であっても旧税率を適用します。

(3) その他

納品日および直送日等の日付情報がない場合は、対象商流日付で新旧税率を判定します。

3. 商品適用税率の提供

下記のとおり、卸から得意先へ商品の適用税率を提供します。

(1) 提供予定

卸からの商品適用税率の提供は、7月以降順次提供予定です。

(2) 提供方法

各卸と相対で対応願います。

(3) 商品規格書、見積書等

税率等の項目を設けた商品規格書、見積書等の書式変更は、各卸から案内します。

また、得意先指定書式の場合は、税率項目等を設定願います。

4. 納品伝票等への税率付与

納品伝票へ税率付与または税率ごと納品伝票を分ける運用の場合は、発注時より税率別に伝票番号を分けて頂くことを前提に相対での対応としますので、各卸へ連絡願います。

1伝票に複数税率が混在した場合は、請求時に相対で調整させていただきます。

また、納品伝票請求の得意先は、請求明細書にて対応させていただきたく考えていますので各卸に確認願います。

5. 内税・外税について

原価を卸が内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、卸より新価格を提供します。
また、売価を得意先が内税→外税または外税→内税へ変更する場合は、得意先より新価格を提供願います。

6. EOS・EDIについて

EOS・EDIでのデータ交換を実施している得意先は、以下の点について、協力願います。

(1) 流通 BMS 導入得意先

軽減税率対応仕様に準拠し対応願います。

対応は以下を確認願います。

※ 流通 BMS 協議会「標準メッセージと運用ガイドライン：基本形 Ver2.0 の標準仕様
(消費税軽減税率[区分請求書等保存法式]対応)」

http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/standard/standard01_1.html

(2) 流通 BMS 未導入得意先

流通 BMS 未導入の得意先は、対応について連絡願います。

また、流通 BMS へ変更予定の場合は、早急に連絡願います。

(3) システム変更仕様書の提供

システム変更仕様書を4月末までに提供願います。

※ 各卸ではデータ交換を実施している得意先が多数あることから、遅れると対応が困難になることが想定されます。

7. 請求書・支払案内書

(1) 請求書

請求書送付先については、区分記載請求書等保存方式または適格請求書等保存方式に対応した請求書を送付します。

(2) 支払案内書

税率違い等照合のため、明細に税率等を相対で明記することをご確認・ご検討願います。
もし対応困難な場合は、照合確認のための窓口と対応について連絡願います。

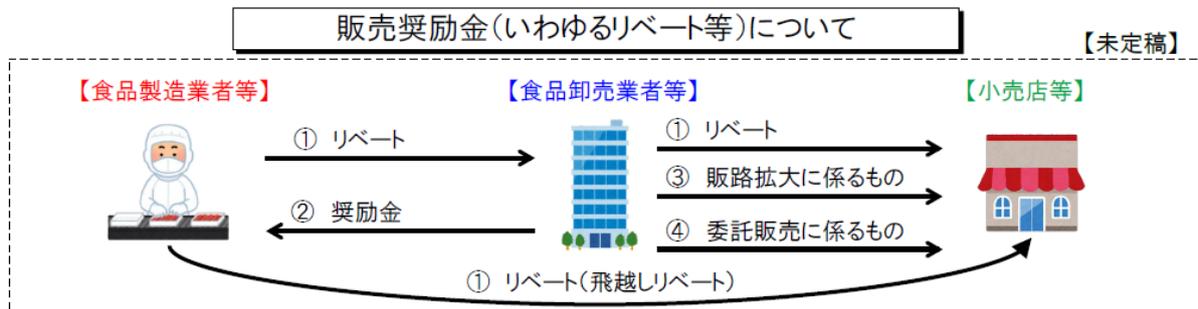
(3) データ交換

データ交換を実施している得意先は、「6. EOS・EDIについて」のシステム変更仕様書を提供願います。

以上

【ご参考】

出典：財務省「販売奨励金（いわゆるリベート等）について」【未定稿】資料より



「販売奨励金」の種類		製造業者等	食品卸売業者等	小売店等
① リベート ※ 販売数量等に応じて支払われる奨励金	製造→卸売	売上割戻し(基通14-1-2)【8%】	仕入値引き(基通12-1-2)【8%】	
	卸売→小売		売上割戻し(基通14-1-2)【8%】	仕入値引き(基通12-1-2)【8%】
	製造→小売	売上割戻し(基通14-1-2)【8%】		仕入値引き(基通12-1-2)【8%】
② 奨励金	※ 対価の増額として支払われるもの	売上加算(食品価額に係る値増金)【8%】	仕入加算(食品価額に係る値増金)【8%】	
	※ 早期生産等の対価として支払われるもの	役務提供の対価(売上げ)【10%】	役務提供の対価(仕入れ)【10%】	
③ 販路拡大に係るもの ※ 販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務提供の対価(仕入れ)【10%】	役務提供の対価(売上げ)【10%】
④ 委託販売に係るもの ※ 委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算(委託手数料に係る値増金)【10%】	売上加算(委託手数料に係る値増金)【10%】

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

消費税法基本通達逐条解説（抜粋）

(事業者が收受する販売奨励金等)

12—1—2 事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還に該当する。

【解説】

事業者が販売数量や販売高に応じて取引先から支払を受ける販売奨励金等は、仕入代金の一部の返還額であることから、本通達において、仕入れに係る対価の返還等に該当するものであることを明らかにしたものである。また、この場合の取引先には、課税仕入れの直接の相手方に限らず、例えば、商品等の卸売業者、製造業者等も含まれるのであり、それらの者から支払われるいわゆる飛越しリベート等も仕入れに係る対価の返還等に該当することとなる。

なお、保険の取次店、代理店等が取次件数、成約件数等に応じて支払を受ける奨励金は、取次店、代理店等が精励して取扱件数を伸ばしたという役務の提供に対し支払われるものであるから、その支払を受けた事業者の課税売上げとなる。

【ご参考】

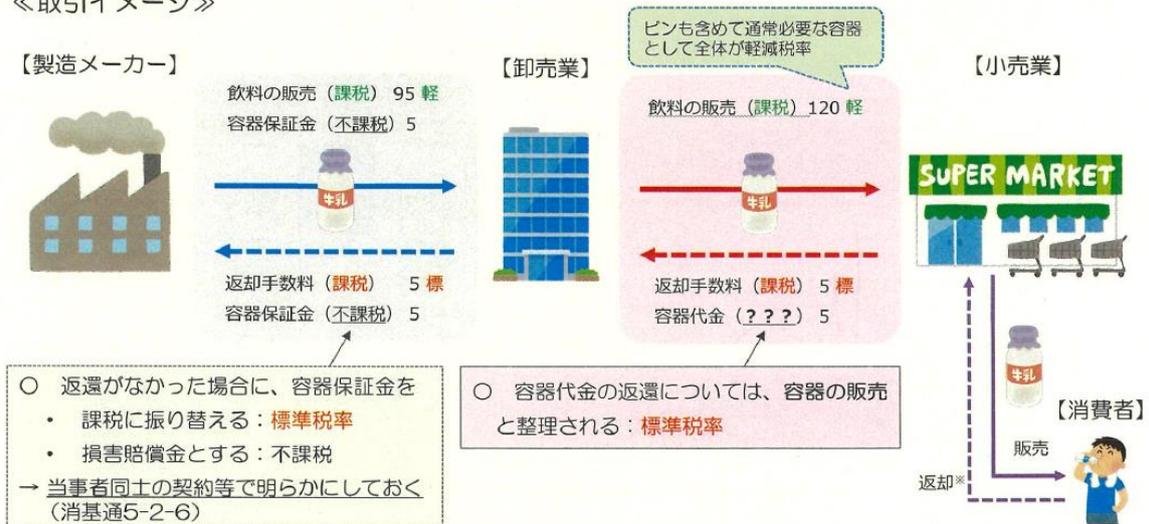
出典：財務省「容器保証金に係る適用税率について」【未定稿】資料より

容器保証金に係る適用税率について

【未定稿】

- ビン入りの清涼飲料水等を販売したのち、容器が返却される際に“容器代金の返還”が行われることがある。
- その場合、原則としては販売時点で、返還する金額を「容器保証金」として区分し「不課税取引」として処理することとされている（消基通5-2-6）ものの、中には、**区分せずに全体を課税で販売している場合**がある。
- そのような場合を含め、容器の返却に際して授受が行われる対価についての適用税率については、以下の考え方がある。

《取引イメージ》

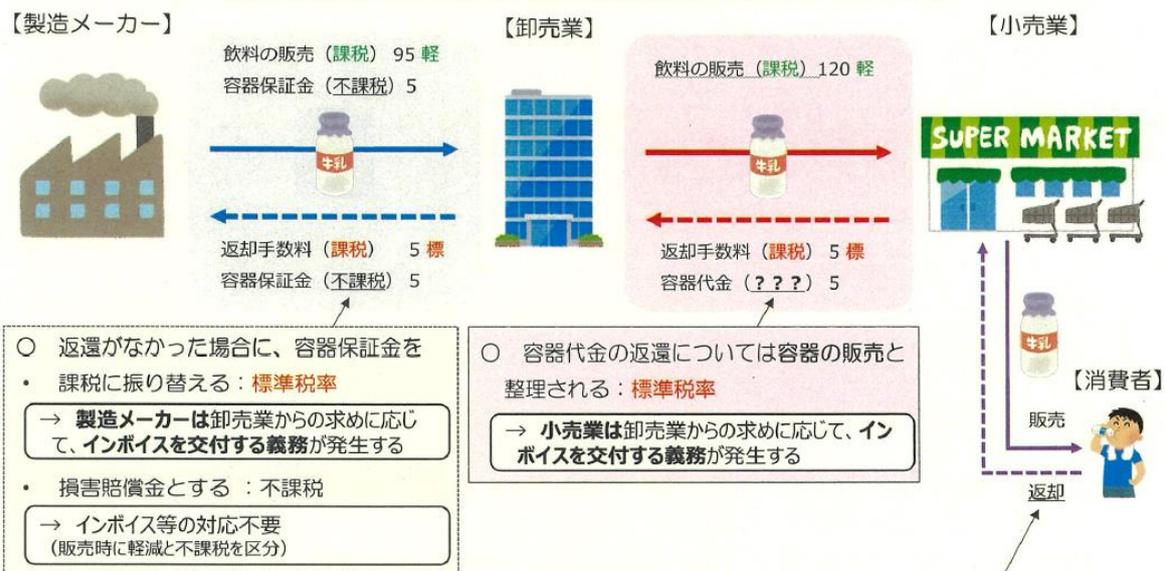


- 返還がなかった場合に、容器保証金を
 - ・ 課税に振り替える：**標準税率**
 - ・ 損害賠償金とする：不課税
 → 当事者同士の契約等で明らかにしておく（消基通5-2-6）

- 容器代金の返還については、容器の販売と整理される：**標準税率**

容器保証金に係る適用税率について (インボイス制度後のイメージ)

【未定稿】



- 返還がなかった場合に、容器保証金を
 - ・ 課税に振り替える：**標準税率**
 → 製造メーカーは卸売業からの求めに応じて、**インボイスを交付する義務が発生する**
 - ・ 損害賠償金とする：不課税
 → インボイス等の対応不要（販売時に軽減と不課税を区分）

- 容器代金の返還については容器の販売と整理される：**標準税率**
- 小売業は卸売業からの求めに応じて、**インボイスを交付する義務が発生する**

- 消費者からのビンの返却につき
 - ・ 容器保証金の返還：不課税
 - インボイス等の対応不要（販売時に軽減と不課税を区分）
 - ・ 容器の販売と整理：**標準税率**
 - 要件を満たす場合、**帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能**（再生資源等の仕入れ（消令49①））
 - ・ 対価の返還と整理：**軽減税率**
 - インボイス等の対応不要（消費者に対しては返還インボイスの交付義務なし）

(注) 返却に際して対価を返還しない場合は、通常、容器保証金を受領しておらず、対価返還等にも該当しないことから、対応は不要。

【ご参考】

消費税法基本通達

(容器保証金等の取扱い)

5-2-6 びん・缶又は収納ケース等（以下5-2-6において「容器等」という。）込みで資産を譲渡する場合に、容器等込みで資産を引き渡す際に收受し、当該資産を消費等した後に空の容器等を返却したときは返還することとされている保証金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。

なお、当該容器等が返却されないことにより返還しないこととなった保証金等の取扱いについては、次による。

- (1) 当事者間において当該容器等の譲渡の対価として処理することとしている場合資産の譲渡等の対価に該当する。
- (2) 当事者間において損害賠償金として処理することとしている場合 当該損害賠償金は資産の譲渡等の対価に該当しない。

(注) (1)又は(2)のいずれによるかは、当事者間で授受する請求書、領収書その他の書類で明らかにするものとする。

(参考) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能な場合（再生資源等の仕入れについて）

○ 消費税法（昭和63年法律第108号）

（仕入れに係る消費税額の控除）

第30条

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

○ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）

第49条 法第30条第7項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 課税仕入れが次に掲げる課税仕入れに該当する場合（法第30条第7項に規定する帳簿に次に掲げる課税仕入れのいずれかに該当する旨及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものを除く。）を記載している場合に限る。）

イ・ロ 省略

ハ 課税仕入れに係る資産が次に掲げる資産のいずれかに該当する場合における当該課税仕入れ（当該資産が棚卸資産（消耗品を除く。）に該当する場合に限る。）

(1)～(3) 省略

(4) 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項（定義）に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品をいう。）に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、他の者【**適格請求書発行事業者を除く**】から買い受けた当該再生資源等